提出された意見書における意見の概要とそれに対する事業認定庁の見解

- ○意見書の提出件数 1件
- ○公聴会の開催請求 なし

四国地方整備局

	四国地方整幅局
意見書の要旨	認定庁の見解
・名坂道路の事業認定が行われ、私共の土地が強制収用されるとすれば、	・一般国道197号は、地域の主要産業である農林水産業の輸送路、防災
国民の批判反発を招き、今後の道路行政に大きな鉏鋙を来たす事は必定で	上の緊急輸送路等として重要な主要幹線道路である。現道は、幅員狭小な
す。私は最後まで戦う覚悟です。	2 車線の道路であり、現に慢性的な交通渋滞が発生し、主要幹線道路とし
	ての機能を発揮できていない。本件事業の完成で、交通渋滞が緩和される
	等により、車両の安全で円滑な通行が確保されることから、公益性は認め
	られる。
・昨年6月1日に次いで二度目ですが、土地収用法の事業認定の申請は、	・愛媛県は、地すべりに対応した新たな事業計画を策定するため、平成2
今年1月に当局により却下された筈です。	0年1月に事業認定申請を、取り下げたものである。
・土地収用法は、買収にあう地権者の権利を手厚く保護しているものであ	・この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関
って、強制収用する事はできません。行政が公共事業の名のもとに、国民	し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定
の財産を簒奪する事を、禁止している法律です。	し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ
	合理的な利用に寄与することを目的としている。
・事業着手後において、土地収用法の事業認定をして、国民の財産を簒奪	・建設省計発第126号計画局長通知は、昭和34年4月21日付けで、
することはできません。建設省計発第126号計画局長通達のとおりです。	建設省計画局長から通産省公益事業局長あてに出されたものであり、その
	通知には、「事業認定の申請が事業計画の大半が執行された後になされる場
	合においては、事業認定官庁の事業の公益判断を阻害し、特にいわゆる無
	許可工事として着手されたときは、事業者の任意の選択に基づく事業執行
	を事業認定官庁が追認して私有財産の侵害の手続に入るとの非難を生じ、
	事業認定の公正を疑わしめるおそれがあり、事業認定の対象として極めて
	不適当であるというべきである。右の事情にかんがみ、事業認定の申請は、
	事業計画の確定後事業着手前において、すみやかに行うこと。」とされてい
	るが、土地収用法では、事業認定の申請時期に係る規定はなく、必ずしも、
	事業着手前に事業認定を、受けなければならないとはされていない。

## 意見書の要旨

- 5日八幡浜十木事務所建設部の係長より連絡を受けました。
- ・事業着手後9年を経過しましたが、私は、平成12年より平成14年3 月27日迄の2年間に渡り30回以上の交渉を重ねました。しかし、愛媛 県の説明には唯の1度として、本当の説明はなく嘘をつきつづけ、早く買 収に応じる様恫喝を続けました。文書にしたものまで、全て嘘でした。
- ・土地の買収価格においても、一般的普遍性・客観的合理性を欠く、全く 不合理で差別的な価格となっております。

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱によれば、市の公共的な主要施 設(駅、市役所、公園等)に近い土地、狭い土地よりも、広い土地の方が 評価が高いとなっておりますが、愛媛県の評価は全く逆となっております。

- ・買収価格等について説明を求めると、何日までに買収に応じないと、補 償価格を引き下げると恫喝して、土地を簒奪いたしました。
- ・愛媛県の行った用地買収は、国是を踏みにじる違法なもので、犯罪です。
- ・買収価格の決定に当たっては、土地収用委員会などではなく、もっと権 威のある第三者機関による事前審査、買収価格の公示、全ての事業の許可 化、任意による事業の許可化の禁止、違法買収をした場合には、直ちに廃 止になる等の明文化です。

・土地収用法(以下法という)を適用して私共の土地を簒奪する旨、9月 ・当該意見は、いずれも用地交渉又は補償に関する事項であり、本件事業 認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。

認定庁の見解

## 四国地方整備局

	四国地力畫順向
意見書の要旨	認定庁の見解
・平成20年9月19日、大平公民館に於いて、八幡浜道路の説明会があ	・本件事業に直接関係するものではないので、本件事業認定において考慮
り、昨年法律が変わって、周辺住民の同意書が必要となりましたので、是	すべき事項ではないと考えられる。
非出席して下さいと案内を受けたので出席いたしました所、同意書が必要	
というのは全くの嘘で、その会合で、私共の土地は、八幡浜道路の建設予	
定地として買収する旨の告知を受けました。愛媛県がこの様な違法な買収	
を繰り返し、犯罪を重ねるのは、土地収用法が不備であるからに他なりま	
せん。	
・公務員法を改訂し、公務員の犯罪の厳罰化を計る事は早急に進めなけれ	
ばなりませんが、土地収用法の整備も同様に進めてほしいものです。行政	
の裁量権が過大でありすぎます。	